

施策①-2 自転車事故危険箇所の解消に向けた整備

- ・ 自転車と歩行者、自転車と自動車の事故が発生した、または恐れのある危険箇所の解消には、自転車と**歩行者**の通行空間の分離や自動車運転者に対して**自転車の通行空間**をわかりやすく示すことで効果が出ることから、**自転車事故危険箇所**における**自転車通行空間の整備**を推進します。



出典：国土交通省 関東地方整備局
(<https://www.ktr.mlit.go.jp/toukoku/toukoku00050.html>)